

平成24年度

事業計画書

自 平成24年 7月 2日

至 平成25年 6月30日

一般財団法人自然環境研究センター

当財団は、平成24年7月2日付けで一般財団法人として登記を行い、新たにスタートすることになる。

また、平成23年度から進めてきた事務所の移転については、平成25年春を目途に作業を進めている。

このように組織の変革を迎える平成24年度は、33年間の実績を基礎に、新たな事業展開を模索しつつ、より一層多角的に自然環境に関する調査研究を実施するため、次の事項を中心に事業を実施する。

## (1) 研究事業

平成24年度は前年度同様に研究事業の柱を「調査研究の推進」、「研究開発の推進」、「情報の収集整理」の3つにし、相互の連携により、より充実した研究内容とする。また従来から実施している各事業をより積極的に展開するとともに、研究員の質を高めるための各種方策を実施するほか、自然環境保全に係る人材の育成を図る。

### 1. 調査研究の推進

前年度に引き続き、以下の分野を中心として調査研究を行う。

- ・自然環境保全の取り組みに関する**戦略的調査研究分野**
- ・わが国の自然環境の実態をより詳細に把握する**地域自然環境調査研究分野**
- ・自然環境分野における環境影響評価の手法、評価基準、事後調査手法の検討など**環境影響評価分野**
- ・野生鳥獣の生息状況調査、保全方策の検討など**鳥獣保護管理分野**
- ・自然環境のデータベース作成、その公開普及など**情報処理分野**
- ・自然環境分野における海外プロジェクトの実施、専門家の派遣など**海外調査研究分野**

### 2. 調査研究体制の充実

#### ① 地域事務所の維持

平成18年10月に奄美大島事務所、11月に小笠原事務所を、平成20年9月にはトキ野生復帰のモニタリングのため佐渡事務所を開設した。今年度も3つの地域事務所を維持し、各分野の調査研究を積極的に展開するとともに、各地域の情報収集を実施する。

#### ② 生物多様性分析室の維持

山梨県富士川町（旧増穂町）の生物多様性分析室において、生物標本（頭骨、毛皮等）の処理、標本の製作、データの蓄積、解析等を例年どおり実施することにより、調査研究を支援する。また、標本の活用方法についても検討していく。

### 3. 自然環境保全に係る人材の育成

#### ① 人材派遣事業

平成15年4月1日に一般労働者派遣事業として認可を受け開始した人材派遣事業は、本年度で10年目を迎える。

本年度も前年度に引き続き、登録スタッフの充実と派遣先の拡大を目標に派遣事業を実施する。

② 学校教育における人材育成への協力

「東京環境工科専門学校」が行っている環境保護のための人材育成事業に協力する。

③ 職員の研修・教育

職員の資質向上を図るため、各種の研修、学会、ワークショップ等への参加を奨励するとともに必要に応じて職員研修を実施する。

4. 海外関係プロジェクトに対する積極的コミット

前年度に引き続き海外関係プロジェクトに積極的にコミットしていくとともに、海外でも通用する人材の育成のため各種方策を講じる。

5. 公益信託の事務局業務

自然環境に関する経験と実績を活用し、富士フィルムグリーンファンズ、四方記念地球環境保全研究助成基金、増進会自然環境保全研究活動助成基金、ミキモト海洋生態研究助成基金等の公益信託事業に協力することとし、それぞれの公益信託の事務局を本年度も継続していく。

## (2) 普及事業

1. 書籍事業

レッドデータブックなど当センターの出版物や都道府県別メッシュマップ等を引き続き販売していく。

2. 出版事業

日本版レッドデータブックの発行等、当センターがかかわって作成した報告書類の中で、購読希望者の多いものについては、積極的に出版活動を実施していく。

## (3) 公益目的事業

1. 研究開発の推進

野生生物のセンサス手法、外来生物の対策手法、マネジメント手法の研究開発、各種システム開発等を推進するとともに各種の技術開発も合わせて行う。

特に以下の事業について重点的に取り組んでいく。

① 鳥獣被害防止方策に関する技術マニュアル作成事業

多様化する野生鳥獣保護管理分野の業務に対応するために、平成22年に野生鳥

獣被害防止事業部を開設し、有害鳥獣捕獲及び個体数調整捕獲、生息環境管理及び被害の対策、生体捕獲、普及・指導、人材育成などの事業を展開している。特に、ニホンジカやイノシシなど甚大な被害を出している野生鳥獣を効率的・効果的に捕獲するための技術マニュアルを作成し、地方自治体、JA、農業従事者、狩猟者へ提供することにより、人と野生鳥獣の調和の取れた関係を構築することに貢献していく。

## ② わな等捕獲用具の改良事業

農林業、自然植生、生態系及び生活被害を防止・軽減するためには、被害を出している野生鳥獣を適正な生息数まで減少させることが重要である。しかし、これまで鳥獣害対策に従事してきた狩猟者は、減少・高齢化する傾向にあり、被害に対して対応することが困難な地域も生じている。そこで、効率良く鳥獣を捕獲するために、わな等の捕獲用具の改良を行い、被害軽減に貢献していく。また、これら事業で得られた技術の提供を行い、地方自治体や狩猟者に対して技術指導を行う。

## 2. 情報の収集整理、公開

前年度に引き続き資料の収集活動を積極的に行い、実施したプロジェクトにより集められたデータとともにコンピュータに入力し、活用システムの充実を図る。

また、新たに入手した未登録図書や寄贈図書、購入図書等の登録や整理を実施するとともに、図書の一般公開も行う。

## 3. 生物多様性保全の推進

生物多様性保全推進事業は、自然環境の根幹に成立した生物種の健全な営みを保全し、維持していくことを目的とするものである。実施するにあたっては、今までに培ってきた経験を生かし、生物多様性の基本である生物種の情報整備と、種の実体を表徴する標本と写真の整備を中心とした以下の事業を行う。

- ・日本産野生動植物全種リスト作成  
リストは書籍の形態で出版するとともに、**Web**での公開を行う。
- ・日本産野生動植物フォトライブラリーの創設  
普及啓発に資するため貸し出しを行う。
- ・日本産野生動植物標本作製  
国や地方自治体の博物館・収蔵庫等に納め、種の実体を後世に残すと同時に普及啓発をはかる。

## 4. 生物分類技能検定事業

平成11年8月より開始した生物分類技能検定事業は、本年度で14年目を迎える。本年度も前年度に引き続き、より多くの関係諸団体に検定制度への理解を図るとともに、高校・専門学校・大学等へ学校検定の普及に努める。

本年度は、1級から4級までを札幌・東京・大阪・福岡の4会場で実施するとともに3級・4級については学校検定も実施する。

## 5. 法律に基づく登録機関等としての業務の推進

これまでの調査研究により蓄積された知識・技術を活かし、次の業務を行う。

### ① 種の保存法に基づく登録機関・認定機関業務

#### a 国際希少野生動植物種（個体関係）登録業務

前年度に引き続き、環境省の登録機関として、CITES関係登録業務を実施する。

詳細は別紙1のとおり

#### b 国際希少野生動植物種（器官及び加工品）登録業務

前年度に引き続き、環境省の登録機関として、CITES関係登録業務を実施する。

詳細は別紙2のとおり

#### c 国際希少野生動植物種認定関係業務

前年度に引き続き、環境省及び経済産業省の認定機関として、CITES関係認定業務を実施する。

詳細は別紙3のとおり

### ② 外来生物法に基づく外来生物法証明書発行機関業務

前年度に引き続き、平成17年6月1日付けで施行された「外来生物法」に基づき、農林水産省及び環境省の種類名証明書発行機関として、外来生物法証明書発行業務を実施する。

## 6. 自然保護普及啓発事業

地球環境保全、自然環境保護のためには、調査、研究の貴重な成果を広く一般に普及し、社会に還元することが重要である。当センターでは、研究活動から得られた成果や情報の出版、提供はもちろん、野生生物のフォトサービス、自然環境に関する出版物の企画・編集、各種施設の展示や放送番組製作に際しての企画・監修など、自然環境に関する知識の普及啓発事業を実施している。また、設立以来、研究活動の基礎となる自然保護関連文献資料の収集に努めており、その資料の一般公開も行っていく。

別 紙 資 料

平成 2 4 年度  
国際希少野生動植物種（個体関係）登録関係事務事業計画

1. 登録見込件数

平成 2 3 年度（但し平成 2 4 年 5 月 3 1 日まで）における登録実績に基づき、年間 8, 0 0 0 件（1 日平均約 3 3 件）を見込んだ。

2. 登録手数料

登録手数料は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第 2 9 条第 1 項、及び同法施行令第 5 条第 1 号の規定に基づき、1 個体当たり 2, 6 0 0 円とする。

3. 登録票の再交付

登録票の再交付は、申請があった都度審査し、再交付を行うものとする。

別紙2

平成24年度  
国際希少野生動植物種（器官・加工品）登録関係事務事業計画

平成23年度（但し平成24年5月31日まで）における登録実績に基づく年間の登録見込件数は、以下のとおり。

○象牙	470件
○おおとかけ皮	0件
○その他（毛皮など）	420件

これに基づく登録関係事業計画は、以下のとおり。

○象牙

(1) 登録見込件数	1日	約 1.92件	×	245日
(2) 登録手数料	1,100円			

○おおとかけ皮

(1) 登録見込件数	1日	約 0件	×	245日
(2) 登録手数料	20円			

○その他

(1) 登録見込件数	1日	約 1.71件	×	245日
(2) 登録手数料	2,600円			

平成24年度  
国際希少野生動植物種認定関係事務事業計画

平成23年度（但し平成23年5月31日まで）における認定実績に基づく年間の認定見込件数は、以下のとおり。

○印鑑 44,000件

○その他 4,900件

これに基づく認定関係事業計画は、以下のとおり。

認定見込件数 1日 約 199.59件 × 245日

認定手数料 60円